

# 暮らしのお知らせ

## 水稻に薬剤散布

### 7月18日～26日に実施

市内各地区の植物防疫協会では、水稻をイモチ病・紋枯病などの病虫害から守るため、ラジコンヘリコプターで薬剤散布を行います。

散布日程は左表の通りです。作業予定時間は午前5時～11時ごろです。雨天や強風の場合は順延します。

薬剤散布による被害の防止には極力配慮しますが、次のことに注意してください。

○散布時間は、通勤・通学時間帯と重なるため、区域内の水田周辺の通行、駐車をなるべく避け

#### 散布日程

期 日	地 区
7月18日(金)	大栄地区
19日(土)	
22日(火)	下総地区
23日(水)	
24日(木)	豊住・久住・下総地区
25日(金)	中郷・遠山地区
26日(土)	公津・八生地区

る

○洗濯物や寝具などは屋外に干さないようにし、小動物を入れておくなどにカバーを掛ける

○薬剤がかかったときは水で洗って落とす。心配なときは農政課、北総農業共済組合へ相談する。

緊急時は成田赤十字病院(☎22・2311)、神崎クリニック(☎0478・72・3117)へ連絡してください

※くわしくは農政課(☎20・1541)、北総農業共済組合(☎043・481・6911)へ。

#### 井戸の衛生管理

#### 定期的に水質検査を

井戸水は、井戸の管理が不十分だと、汚染される恐れがあります。井戸の衛生管理は、設置者の責任となりますので、次のことに気を

付けて、適正な管理に努めてください。

○井戸やその周辺は、掃除や点検を定期的に行って清潔に保つ

○井戸やその周辺に、人や動物が入れないようにする

○定期的に水質検査を受ける

○井戸を新たに設置したときも水質検査を行い、安全を確認してから飲用する

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

#### 節水

#### 洗車はバケツを使って

水の使用量が増える季節になりました。水は限りある貴重な資源です。一人一人が工夫をして節水を心掛けましょう。

・洗濯や庭のまき水には、風呂の残り湯を使う

・歯みがきにはコップを使う

・洗顔は水をためて行う

・洗車にはバケツを使う

・食器洗いは水をためて行う

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

#### 植物などの持ち出し規制

#### 病虫害のまん延を防止

沖縄・奄美・トカラ・小笠原諸島では、サツマイモなどに被害を与える病虫害が発生しています。病虫害のまん延を防止するため

に、一部の植物は、これらの地域からの持ち出しが法律で禁止または制限されています。

対象植物Ⅱサツマイモ・アサガオ・

かんきつ類の苗木など

※くわしくは横浜植物防疫所千葉出張所(☎043・242・84

01)へ。

#### 市内の農産物などの放射性物質検査の結果

5・6月に検査した野菜・果樹は、放射性物質が基準値以下でした。

##### 県の精密検査の結果

単位：ベクレル/kg\*1

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計*2
小麦	6月18日	検出せず(3.1未満)*3	検出せず(3.4未満)	検出せず

##### 市の簡易検査\*4の結果

単位：ベクレル/kg

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計
ニンジン	5月23日	検出せず(9.52未満)	検出せず(8.43未満)	検出せず
スイカ	5月27日	検出せず(7.87未満)	検出せず(7.04未満)	検出せず
キャベツ	5月27日	検出せず(10.9未満)	検出せず(9.84未満)	検出せず
ブルーベリー	6月19日	検出せず(7.77未満)	検出せず(7.01未満)	検出せず

\*1：ベクレルとは、放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表す。

\*2：放射性セシウムの合計は、セシウム134とセシウム137を合算して有効数字2桁に四捨五入したもの

\*3：「検出せず」とは、検出限界値未満であることを示す。検体の測定時における検出限界値は括弧内の数字

\*4：市の簡易検査はNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータによる測定基準値 ○一般食品…放射性セシウム：100ベクレル/kg

※くわしくは農政課(☎20-1541)へ。

# 市長日誌

6月1日～15日

2日	成田グリーンライオンズクラブ「子育て支援号」寄贈式 成田ブランド推進会議 バルーンアーティスト大悟氏「ワールド・バルーン・コンベンション2014 コラム部門3位」受賞表敬訪問 農政懇談会
4日	景観審議会 成田交通安全協会総会
5日	歯と口の健康週間表彰式 観光協会総会
6日	6月定例市議会開会(～26日)
8日	成田ニュータウン防犯パトロール隊総会 成田空港圏日本語スピーチ大会
10日	市議会一般質問(～12日)
13日	高齢者クラブ連合会春季グラウンド・ゴルフ大会 シルバー人材センター総会
14日	区長会研修会



日本語スピーチ大会であいさつ(8日)

## ジェネリック医薬品 負担が軽減

1人4、100円

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間を過ぎた後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。処方を受けている薬をジェネリック医薬品へ切り替えると、自己負担額を一定額軽減することができます。

市では「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を、40歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人に送付しています。  
平成25年度6・9・12・3月に、お知らせした3、712人のうち、525人がジェネリック医薬品に切り替えました。  
切り替えた人と市の負担を合わせて721万9、459円が削減

されました。切り替えた人1人当たり約4、100円自己負担額が軽くなりました(平成26年3月31日現在)。

今回の「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」は9月に送付します。ジェネリック医薬品へ切り替える際は医師や薬剤師に相談し、検討をお願いします。

※くわしくは保険年金課 ☎20・1526へ。

## ペットボトルの回収

### リサイクルにご協力を

ペットボトルは、キャップを外し、ラベルを剥がして中身を軽くすすぎ、つぶしてから各地域のリサイクル団体・ペットボトル店頭回収協力店のいずれかへ出すか、ペットボトルの指定袋(オレンジ

色)に入れて集積所へ出してください。

キャップ・ラベルは、プラスチック製容器包装の指定袋(白色)に入れて出してください。

※くわしくはクリーン推進課 ☎20・1530へ。

## 下水道の使用人数

### 変更を連絡してください

井戸水を利用している世帯の上水道使用水量は、1人当たり1か月に7立方メートル使用したものと計算します。

水道水と井戸水を併用の場合は、上水道の使用水量に井戸水分として1人当たり1か月に3・5立方メートルを加えます。

転居などにより使用人数に変更がある場合は、下水道課に連絡し、

変更手続きをしてください。  
※くわしくは同課 ☎20・1553へ。

## 児童手当

### 現況届の提出を

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。  
これは6月分以降の手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものです。

まだ提出していない人は、至急届け出をしてください。

提出先 子育て支援課(市役所2階)、下総・大栄支所

※くわしくは子育て支援課 ☎20・1538へ。

## 労働保険料の年度更新

### 申告・納付期限は7月10日

労働保険料は、毎年4月1日～3月31日の保険年度期間の当初に、あらかじめ概算保険料として申告・納付し、その期間が終わってから確定保険料を申告・精算する仕組みです。

平成25年度の概算保険料を精算

するための確定保険料と、平成26年度の概算保険料の申告・納付を同時に行うことを年度更新といいますが、

年度更新の申告・納付は、最寄りの金融機関を通じて早めに手続きしてください。保険料の納付は、申請により口座振替も可能です。  
期限 7月10日(木)

※くわしくは千葉労働局労働保険徴収課 ☎043・221・4317へ。

## 空き地の管理

### 早めに草刈りを

空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となったりして、周囲に大変迷惑が掛かります。

空き地の所有者は、早めに草を刈るなど、土地の管理に努めてください。

市では、草刈機を無料(刈刃と燃料は自己負担)で貸し出していますので利用してください。

※くわしくは環境対策課 ☎20・1532、下総支所 ☎96・1111、大栄支所 ☎73・2111へ。

農地の転用

許可や届け出が必要です

農地の転用について、次の場合は許可や届け出が必要です。

○宅地・駐車場・資材置場などに転用する

○埋め立てなど、一時的に農地以外の用途で使用(一時転用)する  
違反者には県と農業委員会が工事の中止、農地への復元などの勧告を行います。

これに従わない場合は3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金に処せられますので注意してください。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

外国人登録証明書

切り替えが必要です

平成24年7月9日から在留管理制度が新しく開始されました。

「外国人登録証明書」を持っている人は「特別永住者証明書」または「在留カード」へ切り替えてください。

在留資格と期限

在留資格	期限	
	16歳以上の人	16歳未満の人
特別永住者(次回確認申請期間日が2015年7月8日まで)	2015年7月8日	2015年7月8日か16歳の誕生日のいずれか早い日
特別永住者(次回確認申請期間日が2015年7月9日以降)	次回確認申請期間日	16歳の誕生日の6カ月前から誕生日
永住者	2015年7月8日	2015年7月8日か16歳の誕生日のいずれか早い日
特定活動	2015年7月8日か在留期間の満了日のいずれか早い日	2015年7月8日・在留期間の満了日・16歳の誕生日のいずれか早い日
その他の在留資格	在留期間の満了日	在留期間の満了日か16歳の誕生日のいずれか早い日

申請窓口

○特別永住者(特別永住者証明書)  
：市民課(市役所1階)

○特別永住者以外の人(在留カード)：地方入国管理局

手続きに必要なもの  
：パスポート(特別永住者で発給を受けていない人は不要)・写真(4センチ)

メートル×3センチメートルで3カ月以内に撮影したもの・外国人登録証明書

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

国民年金保険料の免除制度

納付が困難な場合は申請を

平成26年度の国民年金保険料は月額1万5、250円です。

将来年金を受け取るためには、保険料を一定期間きちんと納める必要があります。しかし、経済的な理由で納付が困難な場合は、申請することにより保険料の全額免除や一部免除を受けることができます。現在、給付されている国民年金の2分の1は国の負担で賄われています。そのため全額免除の期間があっても、受け取る年金には国の負担に相当する額が算入されます。免除制度を利用するには、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、それぞれ一定額以下であることが必要です。承認期間は、平成26年7月分～27年6月分です。保険料の納付期限から2年を経過していない期間をさかのぼって免除申請できます。

そのほかの免除制度

○若年者納付猶予制度：30歳未満の人が対象(本人・配偶者の所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)

○学生納付特例制度：学生が対象(所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)

○法定免除：障害年金や生活保護を受けている人が対象(年金額を計算する際には、国の負担に相当する額が算入されます)

保険料の免除や猶予を受けず、未納のまま放置すると将来の基礎年金やいざという時の障害基礎年金、遺族基礎年金などが受けられない場合があります。一部納付制度を利用して納めるべき一部保険料に未納があれば無効となり、受給資格期間と年金額に算入されませんので注意してください。

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165)、保険年金課(☎20・1547)へ。

市内の放射線量測定結果

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。 単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
市役所(花崎町)	6月 2日	0.09	0.09	0.09
	6月 9日	0.08	0.08	0.07
	6月16日	0.08	0.09	0.10
下総支所(猿山)	6月 2日	0.09	0.10	0.10
	6月 9日	0.10	0.10	0.10
	6月16日	0.09	0.10	0.10
大栄支所(松子)	6月 2日	0.07	0.07	0.07
	6月 9日	0.07	0.07	0.06
	6月16日	0.07	0.07	0.07
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	6月 2日	0.08	0.08	0.08
	6月 9日	0.08	0.08	0.09
	6月16日	0.08	0.08	0.08
幡谷大気測定局(久住体育館隣)	6月 2日	0.08	0.08	0.08
	6月 9日	0.08	0.08	0.08
	6月16日	0.08	0.09	0.08

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。